

居住衛生設備規則

規則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 93 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 93 号
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-6.として次の 1 項を加える。

-6. 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。）が結合して一体となって航行する場合には、それぞれ単体の船舶として本規則の規定を満足するとともに、これらを一の船舶とみなして本規則の規定を満足しなければならない。

附 則

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

居住衛生設備規則検査要領

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 45 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 29 日 達 第 45 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

-1. 昇降機に関する電動機及び当該電動機用制御器の試験については鋼船規則 H 編 1.2.1-1.(4)及び(5)に準じたものとする。

-2. 規則 1 編 1.1.1-6.の適用上, 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し, 一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さは, 鋼船規則検査要領 O 編 O5.1.1-1.(1)及び(2)により定まるものとする。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2 編 1.1.3-6.(2)に該当する臨時検査については次による。

(1) プッシャーバージ

推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。

(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 1 編 1.1.1-6.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。

(≒2) (省略)

附 則 (改正その2)

1. この達は、2018 年 6 月 29 日から施行する。